

福知山市入札監視委員会（平成26年度第2回）議事概要

開催日時及び場所	平成26年11月26日（水） 午後2時10分～4時40分 福知山市市民交流プラザふくちやま3-2・3-3会議室	
出席委員氏名（職業）	委員長 高橋 行雄（弁護士） 委員 伊多波 良雄（大学教員） 委員 春木 和仁（大学教員）	
議 事 概 要	1 議事 （1）平成26年度（4月～9月）の入札・契約の実施状況について （2）抽出工事に関する審議について （3）次回抽出委員の選出 ・春木委員を選出（五十音順で2名の持ち回り） （4）次回開催日程の調整 平成27年7月1日から10日までに開催（後日調整）	
審 議 対 象 期 間	平成26年4月1日 ～ 平成26年9月30日	
条件付一般競争入札	1件	対象件数 5件
公募型指名競争入札	1件	
指名競争入札	2件	
随 意 契 約	1件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>○浄化装置の場合は、PFI方式の事例があるので、今後は検討されたい。</p> <p>○厳しい参加条件で参加を制限し競争性を低下させるような発注方法でいいのかを基本に戻って検討する必要がある。</p> <p>○業者選定で地域性を考慮するには合理的な説明が必要である。</p> <p>○プロポーザル方式を導入するのであれば、いろんなアイデアが入る余地のある提案をさせるというのが必要ではないか、検討されたい。</p> <p>○最低制限価格を下回ってしまったら即失格ではなく、会社の社会性等も考慮して、落札する仕組みも検討されたい。</p> <p>○参加業者が少なく落札額が上限に近い場合、どこに問題があるのか問題点を分析してほしい。</p>	

## 別紙

「2 議事(1)平成26年度(上半期)の入札及び契約手続きの運用並びに実施状況について」

意見・質問	回答等
<p>○設計変更に関する規程は。</p> <p>○変更金額が30%を超える場合はどうするのか。</p> <p>○落札率の経年変化について、全体として平成19・20年度では落札率が低く、その後少しずつ増加し、平成24年度にかなり上がっている。上がってきた理由は、平成19・20年度に競争が激しかったから低いのか。また最低制限価格を設定しているが、今後落札率は80%~90%になるのが通常であると考えているのか。誘導目標はあるのか。</p>	<p>本市の設計変更事務取扱要領や設計変更ガイドラインに基づいて措置している。</p> <p>30%というのは原則で、追加ということになれば別途工事で発注をし、どうしても切り離せない追加工事という場合には、随意契約という方法もありうる。それらを斟酌しながら変更している</p> <p>品確法の関係で最低制限価格を採用し、中央公契連のモデル式を参考にしているため、中央公契連がその掛け率を上に変更すると上がってくる。また需給バランスの関係も多少出てきていると思う。現在のモデルを採用し70%から90%の範囲内ということがあるが、業者さんに品質の確保、経営の安定化等には適切な利潤も必要であり、そういった意味では中央公契連のモデルが上がれば追従(誘導)して上げていきたいとは思っている。</p>

「2 議事（2）抽出工事に関する審議について」関係  
 1 水道工第7号 第5次拡張事業 堀浄水場緩速ろ過池更新工事  
 ・・・・公募型指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○膜ろ過方式は、全量ろ過方式とクロスフロー膜ろ過方式の2種類があるがどちらか。</p> <p>○全量の場合にはコストが安いのか。設置コストは高いのか。ライフサイクルコスト（LCC）でいくとどちらが安いのか。</p> <p>○特に浄化装置などはPFI方式が採用されることがあるが、検討しなかったのか。浄水の場合は、東京の金町浄水場常用発電PFIモデル事業が非常に有名だが、それ以降PFI方式のケースが多いので検討された方がいいと思う。</p> <p>○公募型であれば、事前に資格審査するので、参加条件を厳しく制限する必要はない。このように制限した結果、1者となり落札率がかなり高くなっている。</p> <p>○構成員B・Cについては、条件をこのように厳しくせず緩和すれば、もっと連携を組め</p>	<p>全量ろ過方式である。</p> <p>全量が安い。 LCCは計算していると思うが、設定年数は今この場ではわからない。当然平成16年度の段階には当然処理場の面積なりそういったこと全てを勘案し事業認可を受けており、方式自体はその段階で全量膜ろ過ということで決定している。</p> <p>PFIの検討はしていない。</p> <p>今回の公募型の乙型JVで1者になったが、指定をしている製品を製造できる業者は全国で5者あり、いずれも福知山市に登録している。それぞれ応募はできる状況だった。</p> <p>構成員B・Cは、本市の設計金額による発注標準でA等級となる。市内の業者を育成するという目的のため、市内業者と条件している。</p>

<p>るような形の応募があったのではないか。</p> <p>○工事名が第5次拡張工事になっているが、「第○次」とはどういったスパンで考えているのか。</p> <p>○今までの拡張工事で、メタウォーター株式会社を採用するのははじめてのケースと考えていいか。</p> <p>○公募から2週間という短期間に、3社でJVを組んで設計資料を基に提案してくるというのは難しくはないのか。メタウォーター株式会社は今までに関連性があれば資料は持っていると思うが、それ以外の構成員は何もないところからなので。</p> <p>○これまでメタウォーター株式会社との取引があったようだが、みな同じ組み合わせ、井上・高見組と組んで受注しているのか。</p> <p>○JV方式を採用することによって却って競争性を阻害し、業者が絞られ1者になってしまったのではないか。</p> <p>○落札率 98.7%を見ると、乙型</p>	<p>第5次とは、この水道事業全体で平成16年に認可を受けた第5次拡張計画の一環であるということで、昭和8年に水道事業を始めてから5回の拡張工事をしてきた。それを変更しようとする場合には第6次拡張なり変更認可という形になる。</p> <p>福知山市の上水道では、荒河で1箇所、旧町で3箇所セラミック膜の浄水場を建設しており、メタウォーター株式会社製のセラミック膜を使用している。</p> <p>募集期間については特に取決めはないが、条件付については約1週間、公募型についてはJVを組む相手を決定し協定を結ばなければならないため2週間と少し長い期間を取っている。</p> <p>荒河浄水場の場合は、JVを組まずに機械や電気工事などの分離発注であった。膜ろ過工事でJV方式を採用したのは、今回が初めてである。</p> <p>分担することにより責任を持って施工してもらい、また業者間の連携を強化するために乙型JVとした。</p>
--	---

<p>J Vのメリットは他の方法でも十分カバーできたのではと思う。これから同じような事業が続くとなれば、このような形の発注でいいのかを基本に戻って考えないと、高額な契約を水道に関しては続けるようなことになりかねない。</p>	
--	--

2 土木第 267 号 東田ノ谷川他 1 河川災害復旧工事・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
○最低制限価格未満 3 者はどのような理由か。	最低制限価格を下回った場合、低入札価格調査制度を採用していないため自動的に失格となる。理由は調査していない。
○3 者の辞退理由は。	工期内完了が困難である、内訳明細書を添付することが困難である、配置予定技術者がいない、という辞退理由である。
○A・B 等級となっているが、C 級では無理なのか。	本市の発注標準で、設計金額が土木一式では 800 万円を超えると B 等級以上が対象になる。B 等級と A 等級を対象に選定している。
○地域を限定しているが、なぜか。	まず地元業者の育成もあるが、今回は災害復旧ということで、普段から機動力をもって対応をいただいている地元業者、地元というのは災害現場に近い業者にするという方針で、今回三和町が現場であるため、三和町 3 小学校区とそれに近接する福知山市 3 小学校区のかなり広いブロックの業者を設定している。
○地域性を限定するのが、なぜ業者の育成につながるのか	育成というのは市内業者全体のことを言っている。今回は三和地区であり、近隣を選んだのは、それぞれの地

<p>からない。</p> <p>○土木課の他の災害復旧工事の落札率が大体 86%であるが、この案件だけ 93.99%と高いのは、金額が他の工事より高額であるため最低制限価格の設定の仕方が他とは異なり、高く設定されていると考えていいか。そのために失格者が 3 者出たのか。きちんとした企業を選定しているようであるため、どこが落札しても工事が出来ないわけではないと思う。</p> <p>○落札業者を入札価格だけで決定しているが、企業自体がどういう会社なのか、はじめに認定を受けるときにはいろいろされていると思うが、その評価が経営的なものだけを見ているのか、今言われる社会貢献的なものまで入れて採用だとか、そういうことまで全部入れてこの会社がいいか悪いかという評価もしているのか。いい会社であれば最低制限価格を下回ってしまったら即失格ではなく、やってもらえる仕組みにしていかなければならないのでは。</p> <p>○環境関係のいろいろな規格</p>	<p>域でそれぞれ工事を受注し、その中でいろんな施工管理や調整ができるようになっていただくということを考えている。</p> <p>最低制限価格は一定の基準が決まったもので、複数人で金額を入れ平均値を算出しているので、ある程度変動はする。今回落札率が高かったのは、低く入札した者が最低制限価格未満で失格しているため、その影響かと考える。</p> <p>まず客観点として経審の点数、完成工事高、経営規模、経営状況、技術力、技術者の数などの他、社会性、防災協定、社会保険に入っているなども勘案しながらそれを客観事項として数値化したものが経審の点数である。それを基に格付けをして業者の選定に使用している。</p> <p>ISO9001、ISO14001 の登録については経審の点数に反</p>
---	--

<p>や、廃棄物の処理に関連するようなものを考えた活動をしているなど、土木建築関係であればいろいろなやり方はあると思うが、それをいかに取り組んでいるかというのを評価するのは難しいのか。</p>	<p>映されている。それ以外に本市としてそのような業者の評価（主観点）をどうしていくかについては課題でもあり、今後検討していきたい。</p>
--	--

### 3 情報第 22 号 光ファイバーケーブル敷設替（河西 60 号柱他）工事・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○ A 等級を指名した理由は何か。</p>	<p>本市の電気通信の登録業者は A・B 等級しかない。全者、支店・営業所を入れて本市で 7 者である。そのうち 2 者は系列会社でありどちらかを指名している。それからもう 1 者については指名停止中であったので、福知山市の市内業者全者、支店・営業所を含めているが結果的に 5 者である。</p>
<p>○ 落札率が 85.46% で、各社入札額がかなり接近している。業者がそれしかないということならばこうならざるを得ないと思うが、やはり 5 者というのは入札としては少ないと感じる。これは電気通信という工事種別でしかできなかったのか。光ファイバーを設置するだけなら、違う工事種別にできないのか。</p>	<p>現在、建設工事の業種は 28 業種あるが、この工事に相当するものは電気通信工事である。光ファイバーの移設では切断したり接続する作業もあり、1 箇所でも間違えると全部が使えなくなるということもあるため、技術的な点から信頼できる業者にお世話になる。他の業種に変えることはできない。</p>
<p>○ 光ファイバーケーブル敷設替工事は 4 工事があるが、同時期に場所を違えて入札したの</p>	<p>入札時期は異なる案件である。</p>

<p>か。</p> <p>○光ファイバーケーブル敷設替 工事で落札率が同じものがあるが、落札業者が同じなのか。</p> <p>○当初の契約とどこが変更になったのか。</p> <p>○当初からその施工方法を考えていたらどうだったか</p>	<p>落札業者は同じである。同じ基準で設計をしたのではないかと推測できるが、あくまでも入札の結果である。</p> <p>当初は、新しい光ファイバーケーブルで移設する予定であった。しかし工事区間で道路法面が崩れる災害が発生し、府道が全面通行止となった。道路管理者である京都府から片側通行で道路を開通するため、工事を全面通行止期間内に完了してほしいと要請があり、現場で検討した結果、既存の電柱を 2 メートル程度切断し、既存の光ファイバーを使用する施工方法に変更したことで、新設・撤去にかかる費用が不要になり大きく減額した。</p> <p>当初からその施工方法が採用できたかどうかは非常に難しい判断であった。</p>
--	--

4 林振第 11 号 中丹地域有害鳥獣処理施設整備工事  
…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○プロポーザルによる随意契約は、福知山市随意契約ガイドラインのどの条項にあたるか。</p> <p>○プロポーザルに参加した業者は何者か。</p> <p>○プロポーザルの場合にはいくつかやり方があるが、ひとつ</p>	<p>地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の 5 (6) の「契約の相手方が一人しかいないとき」、これはプロポーザルや指定管理、特許を持っている場合にこの条項を使っている。この場合、相手方が 1 人しかいないというのは、既にプロポーザルで競争し、競争で決まった相手であるため、この条項で随意契約としている。</p> <p>1 者である。</p> <p>宮本工業所・河守工業 J V がプロポーザルの参加申請をする段階ではまだ価格は決定していないが、その後そ</p>

<p>のやり方としては、そこで入札価格も決定するというのがある。なぜそれをやるかというと、1者だけがその入札に参加したということがわかってしまえば、その業者は行使力が強くなる。ところがプロポーザルの段階で何者プロポーザルに参加しているかわからない時点で価格を提示させると、そこで競争性が発揮される。</p> <p>○予定価格は、プロポーザルに出す前に提示されているのか。</p> <p>○入札には直接関係ないのかもしれないが、この施設は3市で共同を要するということは、入札等これを決定するには福知山市だけでなく他の市も協議し決定しているのか。それとも他市は利用ができるというだけの条件なのか。</p> <p>○カラー図面4枚は、最終的に業者がプロポーザルのために作成したものか、その後で作成したものなのか、市の方で作成されたものなのか。</p>	<p>の業者からの企画提案を求める、いわゆるプレゼンの前にはその企画提案内容と含めて見積等も提出する。</p> <p>1者しか応募がなかったが、このことについては一切業者には公表していないため、企画提案を行う段階では何者がプレゼンをするかということとはわからない。</p> <p>公募型プロポーザルということで、専門性、公平性、透明性を確保するというのは大前提であるが、最終的な選定にあたっては、外部から外部委員を導入した意見聴取会議を設け委員の意見を聴取し、その結果に基づいて市のプロポーザル選定委員会でその評価を行い、最終的にその業者を選定した。</p> <p>この委員会で基準を満たさなければ1者でも決まらなかった可能性もある。もう1点は随意契約であるため、提案してきた価格を元に交渉で金額を決めた。それが採用率である。</p> <p>予定価格は提示していないが、限度額という形で募集公告の中で提示した。</p> <p>利用形態が3市の共同施設ということであるが、施設の整備の実施主体は福知山市である。発注については福知山市が行うが、先ほど申し上げた意見聴取会議の選定委員には舞鶴市・綾部市の担当課長、京都府の担当部局である振興局等の職員にもなっていた。</p> <p>配置図・パースは事業発注後に業者が市との打ち合わせを経て作成した。焼却設備のフロー図は、業者がプレゼンのときに自社の焼却炉のPRという形で提案してきたものである。</p>
--	---

<p>○プロポーザル方式を導入するのであれば、限度額を示す必要があるのか。満たすべき仕事の非常にもっと大まかな条件を提示して、その中で一番安いいろいろな方式というものを提案させることこそ、このプロポーザル方式の醍醐味がある。あらかじめ上限金額を決めることにより、業者は少しでも大きな仕事がほしいであろうからそれに合うようなものを提案してくるのではないか。そもそもこのプロポーザル方式の提示の仕方、当然そこには科学的要素も入らないというのでは意味がない。これだけの仕事をこれだけの金額でできると、自由度の高い、しかもいろんなアイデアの入る余地のある提案をさせるというのが必要ではないか。</p> <p>プロポーザルの結果によってはもっと安いものがあるかもしれないし、それを基準に採用率何%とかいってもあまり意味のない話になってくる。コストをきちんと見比べられるようなそういうものが複数出てきたらいい。それが本来のプロポーザル方式の趣旨だと思うが、そういった点からははずれているような気がする。</p>	<p>いわゆる家畜の病畜などの焼却施設というのは全国にもあり、本市内にもある。シカ・イノシシを燃やすという施設については、国の法律に基づく支援があるが、全国でも福井県若狭町に1施設しか前例がない。本市がおそらく全国で2例目になるが、特にシカというのは燃えにくいため、強制的に連続して効率よく燃やさなければならないということ、また前例となる施設が1つしかないため、若狭町の施設をいろいろな意味で参考にはしておりその中で限度額を設定した。</p> <p>プレゼンの、1者かどうかわからない状態の時に提案と見積金額は出している。</p> <p>本市の場合は、プロポーザルで委員会を設置し、業者が決定したら、そこから随意契約の手続きをとる。随意契約は一定の交渉をしてプロポーザルのプレゼンしたときの価格から、さらに交渉した金額で随意契約をしている。</p>
---	--

5 教総第 14 号 桃映中学校北校舎改築工事に伴う機械設備工事・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○条件付一般競争入札であるが、入札参加資格が2者と、事実上指名競争入札のようなので、もっと多くするような工夫をしてほしい。</p>	
<p>○本工事と桃映中学校空調設備設置工事は違う工事なのか。空調設備設置工事は、落札率が概ね 88%台に揃っているというのがどのようなものなのか。庵我小学校空調設備設置工事だけが工事種別が電気になっているが。</p>	<p>桃映中学校空調設備設置工事は本館の管理棟の空調設備の設置工事であり、本工事は北校舎であり全く違う工事である。落札率がこれだけ揃うのかということだが、入札の結果であると考えている。同じような工事名でなぜこれだけ工事種別が電気かという質問であるが、空調の比率が高ければ管で、電気は空調をたくさんつけることによって引き込み電源の部分を改修しなければならず、こちらの比率が高ければ電気工事となる。比率で電気工事の比率が高ければ電気工事、管工事の比率が高ければ管工事ということで工種を分けている。</p>
<p>○なぜこの工事だけ落札率が 99.91%と高いのか。2者しかなかったのが理由か。</p>	<p>2者しかないということは業者間では全くわからないので、それぞれの会社で見積りをした入札の結果である。材料の高騰や労務者の不足など、実勢価格と設計価格との乖離を検討しながら設計しているが、実際業者はこれだけなければ採算が合わないと見積りをされた入札結果だと思う。</p>
<p>○工事名が「改築工事に伴う機械設備工事」となっているが、「管」は何者あるのか。もともとから2者しかなかったのか、わざわざ絞り込んで設定しているのか。</p>	<p>条件を満たす業者は 17 者である。必ずしもこの条件で少なくなるように絞ったつもりはない。ただ同種の工事がたくさんあり、結果として 2 者しか応募がなかった。</p>
<p>○17 者ということだが、夏休みの時期に全部同じように工事をやっているということか。</p>	<p>本市内の小・中学校全校の空調工事を 5 年かけて実施する準備を進めており、今年から空調設備工事に入ったが、やはり夏休み中だけで工事をするのは無理があると</p>

<p>本案件の金額が一番高額であるため、入札の順番はどのようになっているのか。入札が続くため、全体として安価にするとかすると、業者にとってあまり負担とならない仕組みを作れないのか。</p> <p>○参加業者が2者のみで、落札額が上限に近いというのは、結果だけを見ると不自然な感じは否めない。どこに問題があるのか問題点を分析する手がかりがこういうところからみつかったらいい。なぜこうなってるのというところをぜひ追及してほしい。</p>	<p>ということがわかった。今後については工事をどういった方向に進めていくかも工夫をしていかなければならないと思っている。本工事を一番早く開札し、順次開札を行った。</p>
--	--